

高等学校「公共」の教科書における情報社会の扱い

中園 長新^{1,a)}

概要：高等学校では2020（令和4）年度から新しい学習指導要領が学年進行で実施されている。新しい学習指導要領では、情報科と他教科等との連携を図ることが求められており、その対象のひとつとして公民科が挙げられている。本研究では公民科に新設された必修科目「公共」に着目し、当該科目の教科書において情報社会がどのように扱われているかを調査した。調査の結果、多くの教科書が情報社会について取り上げており、メディア・リテラシーやAI（人工知能）、個人情報保護、知的財産権等への言及が多いことが明らかになった。また、各内容の扱いに際しては、情報社会の影の側面に注目した抑制的な指導内容が多いことが見出された。情報社会に主体的に参画する態度を育成するためには、教育実践レベルで情報社会の光の部分にもバランスよく目を向けることが求められる。

Treatment of the Information Society in High School “Public” Textbooks

NAGAYOSHI NAKAZONO^{1,a)}

1. はじめに

1.1 研究の背景

高等学校では2022（令和4）年度より、新しい学習指導要領が学年進行で実施されている。この学習指導要領は2018（平成30）年に告示されたものであり、「社会に開かれた教育課程」や「カリキュラム・マネジメント」、「主体的・対話的で深い学び」等をキーワードとして、新しい時代における学校教育の方向性を定めたものである。

新しい学習指導要領では、「学習の基盤となる資質・能力」のひとつとして情報活用能力（情報モラルを含む）が挙げられており、総則に明記されている。すなわち、情報活用能力を育成する教育である情報教育は、高等学校情報科だけが担うものではなく、様々な学校教育の場面で教科等横断的になされることが求められており、当然ながら他教科においても扱いが期待される場所である。

また、新しい学習指導要領では、一部の教科において科目の再編が実施され、情報科に必修科目「情報Ⅰ」が新

設されたり、公民科に必修科目「公共」が新設されたりしており、こうした新科目の動向も注目されている。

情報教育について検討する際には、高等学校情報科だけでなく、様々な教育場面における情報教育のあり方について検討が必要である。しかしながら、情報科以外の教科等において、情報教育がどのように位置づけられ、実践されているかについては十分な研究がなされているとは言い難い。特に、新設科目については今後の実践が期待される段階であり、実践の理論的背景となる研究を行うことは喫緊の課題であるといえる。

こうした状況を踏まえて、本研究では公民科の新科目「公共」に着目する。「公共」は現代社会を生きるためのさまざまなことを学ぶ科目であり、現代社会のひとつの側面である情報社会についても扱っていくことが期待される。そのため、「公共」において情報社会がどのように扱われているかを知ることは、教科等横断的な情報教育の実現に資するものと考えられる。

1.2 研究の目的と意義

本研究は、高等学校における新しい学習指導要領に着目し、新設科目である「公共」の教科書を分析対象として、

¹ 麗澤大学
Reitaku University,
2-1-1, Hikarigaoka, Kashiwa, Chiba 277-8686, Japan
^{a)} nnakazon@reitaku-u.ac.jp

「公共」において情報社会がどのように扱われているかを明らかにする。

本研究により、高等学校における情報教育を多面的にとらえることができると同時に、「公共」において情報教育を取り入れる際の留意点を明らかにできると期待される。

2. 科目「公共」の概要

2.1 「公共」の位置づけ

本研究で調査対象としている「公共」は、高等学校公民科の科目のひとつである。「公共」は、2018（平成30）年の学習指導要領改訂において、初めて設置された。改訂前の公民科は、「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目（各2単位）で構成されており、「現代社会」1科目または、「倫理」と「政治・経済」の2科目セットのいずれかが必修とされていた。2018年改訂では、「現代社会」を廃止して新科目として「公共」を設置し、「公共」2単位を必修とした。

ところで、新しい学習指導要領における地理歴史科は、必修科目として「総合」を冠する科目を設置し、その学びを土台としてより深く探究する選択科目として「探究」を冠する科目を設置するという、縦積み型の科目構成をとっている。公民科の各科目名には「総合」や「探究」が含まれていないが、地理歴史科と同様に、必修科目である「公共」を公民科の総合的科目として位置づけ、より深く探究する科目として「倫理」と「政治・経済」を位置づけている。

2.2 「公共」新設の背景

高等学校公民科に「公共」を新設する直接の契機となったのは、2016（平成28）年に出された中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下、中教審答申）[1]である。中教審答申では、公民科の科目構成として次のように示されている。

公民科の科目構成を見直し、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修科目としての「公共」を設置し、選択履修科目として「倫理」及び「政治・経済」を設置する。その際、現行の選択必修科目「現代社会」については、科目を設置しないこととする。

この記述に基づき、2018（平成30）年告示の学習指導要領では、科目「公共」が新設された。「公共」は「現代社会」の単なる代替ではなく、その内容が大きく変化していることが、村井[2]による学習指導要領の計量テキスト分析から明らかになっている。「現代社会」から「公共」への変化は高等学校教員の多くから肯定的に受け止められており[3]、今後の実践の充実が期待されているところである。

また、中教審答申の文章から、公民科は「家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携」することが意図されていることがわかる。公民科の必修科目である「公共」においても、情報科との連携は当然意図されるものととらえることができる。

2.3 「公共」の目標と内容

高等学校学習指導要領[4]によると、科目「公共」の目標は次の通りである。

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

また、内容については次のように大きく3つに分かれており、導入的な内容である「公共の扉」については、さら

に3つの小項目が立てられている。

A 公共の扉

- (1) 公共的な空間を作る私たち
- (2) 公共的な空間における人間としての在り方生き方
- (3) 公共的な空間における基本的原理

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち

2.4 情報科と公民科の関わり

新しい学習指導要領に対応した「高等学校学習指導要領解説 情報編」[5]には、情報科と高等学校の他教科等との関係が示されている。情報教育を情報科だけが担うのではなく、教科等横断的に情報活用能力を身に付けさせる教育の充実が求められている。

学習指導要領ではその中でも特に、「公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること」との記述がある。すなわち、情報教育の実践にあたっては、情報科と公民科の連携が求められている。

このことは、公民科の学習指導要領解説[6]でも確認することができる。「公共」の指導計画の作成にあたっては、「地理歴史科、家庭科及び情報科並びに特別活動などとの関連を図るとともに、項目相互の関連に留意しながら、全体としてのまとまりを工夫し、特定の事項だけに指導が偏らないようにする」ことが必要である旨が明記されており、公民科においても情報科との連携が必要とされていることがわかる。

3. 「公共」教科書と情報社会

3.1 「公共」教科書の発行状況

新しい学習指導要領は2022(令和4)年度から学年進行で実施されている。新科目である「公共」の教科書は2021(令和3)年にはじめて教科書検定が行われ、2022(令和4)年度から採択がはじまっている。2022(令和4)年度の「公共」教科書は、8つの出版社から計12種類が文部科学省の検定を経て発行された(図1)。各教科書の発行者(出版社)、記号・番号、書名ならびに、令和4年度教科書採択における占有率を表1に示す。なお、発行者、記号・番号、書名は文部科学省の教科書目録[7]から、占有率は『内外教育』の記事[8]からそれぞれデータを引用した。また、表内の発行者については、各会社名から「株式会社」を省略したものを示した。発行者の略称は、文部科学省の教科書目録で使われている表記に準じている。

なお、本稿では今後、各教科書を指し示す際には発行者の略称と番号を組み合わせ「東書701」のように表記する。

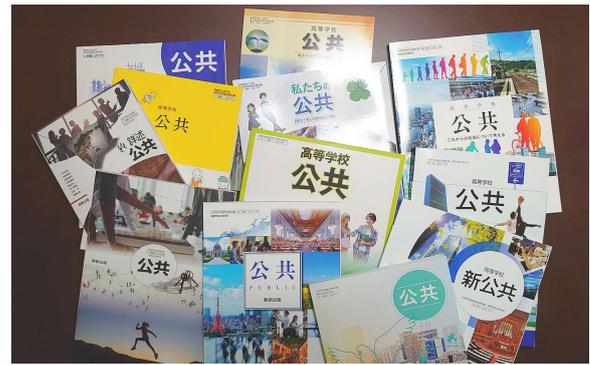


図1 「公共」教科書の表紙

3.2 教科書における情報社会の扱い

「公共」の教科書は現代社会のさまざまな側面を扱っている。そのため、大括りに「情報社会に関する記述」を拾い上げた場合、情報社会を主として扱ってはいないが、他の主題を扱う中で情報に関わるような記述も含まれることとなり、該当箇所の抽出や分析が困難になると予想される。

本研究の調査では、教科書が情報社会を意識的に扱っていると考えられる部分に着目し、分析する。具体的には、各教科書の目次を確認し、情報社会に関連すると考えられる項目を拾い上げて、それらの項目においてどのような内容が記述されているかを確認する。

4. 「公共」教科書における情報社会の扱いに関する調査

4.1 各教科書における情報社会の扱い

本節では、各教科書の目次を確認し、情報社会に関連すると考えられる項目を抽出した。さらに、抽出したそれぞれの内容を実際に確認し、その位置づけや内容の概略について整理する。

なお、本稿における記述は、各教科書の目次に掲載された順に整理しているが、目次はページ順ではなく、トピック等をまとめて別記しているものも多い。そのため、実際の教科書における掲載順序とは異なるが、本研究では教科書における掲載位置を考慮しないため、目次順で整理した。**東書701**

東書701では、章立ての1箇所において、情報社会への言及がみられた。該当項目は、第2部「自立した主体として社会に参画する私たち」第1章「民主主義と私たち」テーマ1「民主政治と政治参加」における、項目7「メディアと世論」(2ページ)である。

この項目では、「メディアの情報とどのように接していけばよいのだろうか?」という学習課題を提示し、民主主義における世論、世論へのメディアの影響、インターネット時代の世論、メディア・リテラシーと情報リテラシーについて扱っている。新聞各社による内閣支持率の世論調査結果を比較することを題材として、マスメディアだけでなく、

表 1 「公共」教科書の基本情報と令和 4 年度教科書採択における占有率

発行者	略称	記号・番号	書名	占有率
東京書籍	東書	公共 701	公共	19.4%
教育図書	教図	公共 702	公共	7.6%
実教出版	実教	公共 703	詳述公共	8.2%
実教出版	実教	公共 704	公共	13.5%
清水書院	清水	公共 705	高等学校 公共	3.0%
清水書院	清水	公共 706	私たちの公共	2.4%
帝国書院	帝国	公共 707	高等学校 公共	8.4%
数研出版	数研	公共 708	公共	4.9%
数研出版	数研	公共 709	高等学校 公共 これからの社会について考える	6.2%
第一学習社	第一	公共 710	高等学校 公共	10.0%
第一学習社	第一	公共 711	高等学校 新公共	13.7%
東京法令出版	東法	公共 712	公共	2.6%

ソーシャルメディアへの言及、世論操作やフェイクニュース等による世論の分断化等を扱っている。

東書 701 は、メディア・リテラシーと情報リテラシーを別々に定義し、それらの重要性を強調している。情報社会の中でも、メディアとの接し方について、主に政治的視点から踏み込んだ内容となっている。

教図 702

教図 702 では、章立ての 1 箇所とトピック「Seminar 情報」の 3 箇所において、情報社会への言及がみられた。

第 2 章「現代社会の諸課題」3「経済」1「職業選択」における、テーマ学習①「AI の進化は仕事をどう変えるか？」(2 ページ) では、AI について概要を紹介し、AI によってなくなる仕事、AI に代替されない人材、AI との共生について扱っている。AI によってなくなる仕事では、医師等の高度な専門職であっても AI に代替される可能性があることに触れつつ、代替されない人材として感情労働の分野等を例示し、最終的には人間が AI と共生していくことに言及している。また、ページ端のコラムでは、AI のディープラーニングによって差別的な結果が出る可能性があることを紹介し、AI が正義や善という、人間にとって普遍的な価値を学習できるかといった問いを投げかけている。

教図 702 ではさらに、「Seminar 情報」と名付けられたトピック群において、情報社会に関する 3 つのトピックが取り上げられている。

1 つめのトピック「「つながりっぱなし」の私」(2 ページ) では、メディアとメディア社会、メディアへの不安、メディアを学ぶ意義について扱っている。メディア社会においてインターネットにつながりっぱなしの日常を指摘し、メディアについて自覚し考えられるようになることの重要性を述べている。

2 つめのトピック「インターネットは公共圏か？」(2 ページ) では、メディアとしての空間、カフェ(哲学カフェ、サイエンスカフェ等)がつくる公共圏、インターネットは公共圏か、フィルターバブル、ネットの公共圏を維持する

ための検討といったテーマを扱っている。インターネットがどのようなコミュニケーション空間であるかについて、公共の観点から考察することを求めている。

3 つめのトピック「災害時の情報発信と受信」(1 ページ) では、防災アプリケーションの活用、身体を使った防災訓練、避難所における SNS の活用を扱っている。2016 年に発生した熊本地震での実例等を踏まえ、緊急警報や避難情報の受信・発信について考えるトピックとなっている。

実教 703

実教 703 では、「Seminar」および「法 Seminar」と名付けられたトピック群において、情報社会に関する 2 つのトピックが取り上げられている。

「Seminar」のトピック「メディアリテラシー」(2 ページ) では、フェイクニュース、世論の分断化、情報との向き合い方、適切な情報発信について扱っている。また、ソーシャルメディアで情報を拡散する基準や、新聞社の社説の読み比べを教材として活用している。

「法 Seminar」のトピック「情報化社会における法とモラル」(2 ページ) では、知的財産権の保護と不正アクセス禁止、ネット上のコミュニケーションの危険性、ネットに個人情報や載せることの危険性、情報リテラシーの重要性、防災情報と「災害デマ」について扱っている。本トピックは政治に関する単元の一部として位置づけられており、タイトルにあるとおり、法の側面から情報化社会(情報社会)を検討することに主眼を置いている。なお、本トピックにおいて「情報リテラシー」は「膨大な情報のなかから必要な情報を選び取り、真実を見きわめる力」と定義されており、情報リテラシーというよりもメディアリテラシーに近い説明になっているように感じられる。

実教 704

実教 704 では、「現代社会ナビ」と名付けられたトピック群において、情報社会に関するトピックとして「情報化社会における法とモラル」(2 ページ) が取り上げられている。知的財産権の保護と不正アクセスの禁止、動画を公開

する際のリスク、ネットを通じたコミュニケーションの危険性、ネットの上手な活用法、防災情報と「災害デマ」について扱っており、同じ出版社による実教 703 のトピックと似た構成になっている。「情報リテラシー」についても、実教 703 とまったく同じ定義が示されている。

清水 705

清水 705 では、章立ての 1 箇所とトピック「公共 File」の 1 箇所において、情報社会への言及がみられた。

第 5 編「持続可能な社会をつくる」Theme1「人間は人工知能 (AI) とどのように共存すればよいか？」(4 ページ) では、AI とは何か、進む AI の活用、AI によって生まれる倫理的問題、AI の活用のあり方について扱っている。Theme の冒頭約 1 ページでは、人工知能 (AI) の定義や歴史、ディープラーニングや機械学習といった技術的説明にも踏み入れており、技術的背景を知った上で公共 (公民科) の学習を進められるよう配慮がなされている。また、Theme の後半では、AI によって新たに生まれる倫理的問題にスポットを当てており、これは ELSI (倫理的・法的・社会的な課題) の観点を含んでいるとみなすことができる。

「公共 File」のトピック「情報モラルについて考えよう」(1 ページ) では、インターネットの利便性と危険性、仮想空間と民主主義について扱っている。トピックの前半では政治活動や災害対応における SNS 等の活用を題材としており、公民科らしさが強いとはいえ、よくある情報モラル学習の題材といった印象であるが、後半はインターネット上の仮想空間と民主主義の関わりを考える等、情報科等における情報モラル学習とは一線を画したものになっている。

清水 706

清水 706 では、章立ての 1 箇所とトピック「Zoom あっぷ!」の 1 箇所において、情報社会への言及がみられた。

第 3 部「持続可能な社会を創る」case study ②「情報社会と私たちの生活」(2 ページ) では、防犯カメラと個人情報保護をテーマとして、ディベートを実施することを取り上げている。そのため、他の教科書における記述のように情報社会について深掘りするのではなく、ディベートにおいてそれぞれの立場が資料やデータを元にどのような主張をするかを想定した内容になっている。

「Zoom あっぷ!」のトピック「個人情報の保護と情報リテラシー」(2 ページ) では、不適切な情報公開、知る権利と情報リテラシー、個人情報の提供と法整備、忘れられる権利について扱っている。近年の大規模な情報流出事件の紹介やサイバー犯罪の検挙数推移等のデータを掲載し、主として個人情報保護に関する法制度について説明がなされている。

帝国 707

帝国 707 では、「How to」と名付けられたトピック群に

おいて、情報社会に関する 3 つのトピックが取り上げられている。

「これ SNS に投稿していい？」(2 ページ) では、肖像権・プライバシーの権利・パブリシティ権、表現の自由と人格権 (名誉権)、知的財産権について扱っている。SNS において、電車内で見かけた芸能人を撮影して投稿することや、利用した店の悪口を書き込むこと、テレビ番組を撮影して投稿すること、といった起こり得るシチュエーションを題材に、それぞれの是非を考える内容になっている。ただし、各シチュエーションについて賛成・反対双方の意見が掲載されているものの、いずれも法的には善悪が明確であり、ディベートのような扱いは適さないと考えられる。

「ニュース番組を作ってみよう」(2 ページ) では、インタビューにおける事実と主張、情報伝達と情報モラル、メディア・リテラシーについて扱っている。具体的なニュース番組作成を軸に、実習の際に留意すべき点を考えるという、実践的な内容になっている。単なる作品作成で終わるのではなく、そこで意識すべき知識についても検討できるような構成になっている。

「必要な情報をどう集める？」(2 ページ) では、情報収集の方法と特徴、新聞・書籍とインターネットで調べることそれぞれのメリット・デメリットについて扱っている。情報収集の方法として、図書館・図書室や聞き取り調査 (インタビュー)、新聞・書籍、インターネットといったさまざまな方法を紹介し、それぞれの方法の概要や、メリット・デメリットについて簡潔にまとめられている。

数研 708

数研 708 では、章立ての 1 箇所とトピック「THINKING TIME」の 1 箇所において、情報社会への言及がみられた。

第 2 章「公共的な空間における人間としてのあり方生き方」第 2 節「現代の諸課題と倫理」4「情報をめぐる問題」(2 ページ) では、Society 5.0 の紹介を軸として、情報化社会、インターネットとソーシャルメディア、無人化・ロボット化、高齢社会への対応、IoT、自動運転、ユビキタス、メディア・リテラシー (情報リテラシー)、サイバー犯罪、デジタル・デバイド、知的財産権、個人情報の保護、ビッグデータについて紹介している。いずれも深掘りするのではなく、キーワードの簡単な紹介を集めたような構成となっている。また、メディア・リテラシーと情報リテラシーを同義として紹介している点も特徴的である。

「THINKING TIME」のトピック「インターネットの功罪を考えよう」(2 ページ) では、スマートフォンの利用と危険な面、SNS の利用とトラブル、情報の記録性・公開性、セキュリティの重要性について扱っている。インターネットの便利な面と危険な面を対比的にとらえ、現実の世界とインターネットの世界は同じであるという結論を導いている。

数研 709

数研 709 では、章立ての 1 箇所とトピック「Thinking Time」の 1 箇所において、情報社会への言及がみられた。

第 1 章「公共的な空間における人間としてのあり方生き方」第 2 節「現代の諸課題と倫理」4「情報をめぐる問題」(2p) では、Society 5.0 の紹介を軸として、情報化社会、インターネットとソーシャルメディア、無人化・ロボット化、高齢社会への対応、IoT、自動運転、ユビキタス、サイバー犯罪の危険性、メディア・リテラシー (情報リテラシー)、デジタル・デバイド、知的財産権、個人情報の保護、ビッグデータについて紹介している。項目は若干異なるが、前述の数研 708 とほぼ同じ内容であり、メディア・リテラシーと情報リテラシーを同一視している点も同様である。

「Thinking Time」のトピック「インターネットの功罪を考えよう」(2 ページ) では、インターネットによってできるようになったこととトラブルを考え、話し合う活動を目指したものである。数研 708 の同名トピックとは異なり、知識の理解よりも、考えたり話し合ったりする活動に重点が置かれた構成となっている。

第一 710

第一 710 では、「Link」および「CaseStudy」と名付けられたトピック群において、情報社会に関する 2 つのトピックが取り上げられている。

「Link」のトピック「メディア・リテラシーを身につけよう」(1 ページ) では、高度情報社会を生きる際の情報の信頼性、メディア・リテラシーを身に付けることの重要性、ネットニュースの信頼性について扱っている。市民が情報の受信者としてだけでなく、発信する側にも立つようになったことが述べられているが、トピックの記述全体としては受信者としての心構えを中心に記述されているように見受けられる。

「CaseStudy」のトピック「情報～インターネットによる投票を考える」(2 ページ) では、情報通信技術を活用して人々の投票行動を変えることは可能か、インターネット投票をめぐる課題、エストニアにおけるインターネット投票の事例といった内容を取り上げている。「CaseStudy」のトピック群自体が、課題の設定、情報の収集と読みとり・分析、自分の考えの説明、論述、振り返りという課題探究活動の手順に沿って記述されているため、このトピックも、インターネット投票を題材としつつも探究活動の実践に主眼が置かれた記述となっている。

第一 711

第一 711 では、5 種類のトピックあるいはコラムにおいて 1 箇所ずつ、情報社会に関するトピックが取り上げられている。今回の調査対象である教科書の中では、最も多くの記述が見出された。

「私たちから未来へ」のトピック「ICT の発展は職業に

どのような影響を与えるのだろうか」(2 ページ) では、労働力不足と ICT の発展、ICT が雇用に与える影響、AI が雇用に与える影響、変化する社会の中で求められる能力について扱っている。雇用問題を主題として、その中で ICT や AI がどのような影響を与えるかについて、考える視点として情報が提供されている。

「ケーススタディ」のトピック「インターネットによる投票を考える～情報」(2 ページ) では、現在の選挙の問題、インターネットによる投票による課題解決と新たな課題、エストニアにおけるインターネット投票の事例といった内容を扱っている。表現等は若干異なるものの、同じ出版社による第一 710 の記述とほぼ同一の内容を扱っている。

「Think&Try」というトピックでは「このニュースは本当だろうか?」(約 0.2 ページ)、「AI が得意なこと・不得意なことは?」(約 0.25 ページ) という 2 つの題材を扱っている。いずれもページの一部を占めるトピック的な扱いであり、詳細な解説はなされていないが、それぞれのテーマに関する事例を紹介し、学習者がテーマについて考えるきっかけを与えている。

「アプローチ：判例」というトピックでは、「インターネットに私の情報が載っていたら」(約 0.2 ページ) という題材を扱っている。新しい権利として「忘れられる権利」を紹介し、それに関する裁判を紹介している。

「TOPIC」というトピックでは、「「確かな情報」が集まる SNS を」(約 0.25 ページ) という題材を扱っている。災害時に SNS のよい部分を活用した事例を紹介し、SNS の効果的な活用のあり方を伝える内容になっている。

東法 712

東法 712 では、「特集」と名付けられたトピック群において、情報社会に関するトピックとして「メディア・リテラシー」(2 ページ) が取り上げられている。情報を読み解く視点、情報環境の変化、フェイクニュース、情報セキュリティとプライバシーといった内容を扱っており、マスメディアやソーシャルメディアの利用に関する注意点等を紹介している。メディア・リテラシーや確証バイアスといったキーワードにも触れられており、全体的な傾向としてはメディア利用における負の側面にスポットを当てているように感じられる。

4.2 頻出項目ごとの検討

各教科書における情報社会の記述内容を調査した結果、いくつかの頻出項目が見出された。それぞれの項目について、「公共」教科書における取り扱いの傾向を検討する。

4.2.1 メディア・リテラシー

多くの教科書において、メディア・リテラシーへの言及がみられた。ただし、その定義は教科書によって差異がある。数研 708 や数研 709 では、メディア・リテラシーは情

報リテラシーと同じものとして定義されていた。一方、東書701等では、これらは別個に定義されている。実教703や実教704のように、情報リテラシーとして定義されているが、その内容がメディア・リテラシーに寄っているものも見受けられた。

情報リテラシーとメディア・リテラシーは確かに類似した概念であり、同一視するか区別するかについては、文献等によってさまざまな立場がある。古い文献であるが、篠田ら[9]は情報リテラシーとメディア・リテラシーについて、それぞれの定義を確認し、情報リテラシーは情報や情報手段を主体的に使いこなす基礎的能力、メディア・リテラシーを批判的認識力を主軸として整理しつつも、かなりの部分で共通の内容であることを示している。また、和田[10]はメディア・リテラシーに関する国内外の定義を比較し、その多様性を明らかにしている。一方で河西[11]は、海外のinformation literacyが図書館と関わりを持っているのに対して、日本における情報リテラシーは「ITリテラシー」という狭義の概念で定着していると指摘しており、そういった意味では情報リテラシーはメディア・リテラシーと異なる概念であると考えることができる。

このように、学術的にもとらえ方に多様性があるリテラシーの概念であるが、現代の情報社会においてはメディアと情報は切り離せない関係にあり、同一視することにも妥当性がある。一方で、伝達するメディアに主眼を置くか、あるいは伝達される情報に主眼を置くかについては、その視点の違いが異なる結論を導く可能性もあるため、意識する必要があるのではないかと考える。メディア・リテラシーと情報リテラシーを同一視すること自体は間違いとはいえないが、異なる用語を用いる意味についても教科書での言及が必要ではないかと考える。

4.2.2 AIの進化

人工知能(AI)は、現代では社会のさまざまな場面での活用が進んでいる。2017・18(平成29・30)年の学習指導要領改訂の土台となったのは2016(平成28)年の中教審答申[1]であるが、この答申の第1部第2章「2030年の社会と子供たちの未来」においても、AIの台頭が社会に与える影響について次のように言及されている。

とりわけ最近では、第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされている。“人工知能の急速な進化が、人間の職業を奪うのではないか”“今学校で教えていることは時代が変化したら通用しなくなるのではないか”といった不安の声もあり、それを裏付けるような未来予測も多く発表されている。

こうした社会の変化を受けて、「公共」教科書においてもAIを題材とした記述が用いられている。AIについては、仕事・雇用に与える影響や、倫理的問題といった切り口で言及したものが多く、AIの台頭を社会の流れとして受け入れつつ、その新規性故に将来が見通せず、不安を感じるような言及もみられた。

また、AIに関する倫理的問題に関しては、ELSI(倫理的・法的・社会的課題)につながるような観点もあり、「公共」の学習を通してELSI教育[12],[13]を実践できる可能性があることが示唆された。

4.2.3 個人情報保護, 知的財産権

個人情報の問題と知的財産権の問題は、本来は別個にとらえるべきものであろう。しかし、「公共」の教科書では特にSNSとの関わり方を通して、これらを同一トピック内で扱っている事例が散見された。

SNSを通して子どもがトラブルに巻き込まれる事例が後を絶たない昨今、使い方や関わり方を学習することは有意義であると考えられる。また、インターネットへの個人情報漏洩や知的財産権の侵害が問題になっていることを踏まえると、これらをSNSという軸を通して考えさせるという学習の方向性は、合理的であるとも考えられる。

一方で、SNSの危険性を強調するあまり、適切な活用について十分な言及がなされていないことに懸念を感じる。現代では企業や公共団体等もSNSを活用した情報発信を実施しており、SNSは現代社会における情報収集・発信のツールとして重要な位置を占めつつある。そうした時勢においては、SNS利用の抑制を強調することよりも、問題点を克服(あるいは回避)した上でどのように活用できるか、という前向きな意識が重要になると考えられる。こうした考え方の背景には、抑圧的な情報モラル教育から前向きなデジタル・シティズンシップ教育[14]への転換と、同じような状況が生じていると考えられる。

5. 情報社会の扱いに関する考察

5.1 抑制的な指導から脱却する必要性

調査の結果、「公共」の教科書では、さまざまな切り口で情報社会について扱っていることが明らかになった。しかしながら、その扱いは全体的に抑制的で、情報社会への主体的な参画には十分には至っていないと感じられる。

「公共」は公民としての資質・能力を育成する科目であり、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うことを目標として掲げている。課題解決の方針には確かに「問題を発生させる恐れのある行動をしない」というものもあり、ある程度は効果的であると考えられるが、そうした抑制的な態度だけでは、主体的な参画には至ることができないと考える。

現代社会において、情報に関する話題は、光と影で言え

ば影のほうが多く取り上げられがちである。それはおそらく、ICTによって従来の情報に関する常識が大きく変容しており、社会の感覚や制度等が、そうした変化に十分に対応できていないことに起因するのではないと思われる。また、たとえば個人情報保護の問題等は、コンピュータが一般的でなかった時代は影響が限定的であったのに対し、コンピュータが登場したことによって問題が多様化し、世界規模のものに変容した。そうした変化により、デジタルタトゥーに代表されるように、失敗したときに容易に取り返しがつかない事態にまで悪化してしまうことが問題視されていると考えられる。

Society 5.0 や第4次産業革命といった言葉で表現される現代そして未来は、ICTの活用なしでは生きていけない。「公共」の学習が、これからの社会を生きる市民を育成するための教育なのであれば、情報社会への抑制的参加ではなく、自ら課題を解決するような、積極的な参画が求められる。

5.2 授業実践への期待

学校教育法において、高等学校等では教科書（文部科学省検定済教科書または文部科学省著作教科書）を使用しなければならないと定められている。しかし、教科書の内容をそのまま読めばよいという意味ではなく、教科書を主たる教材として生徒の実態に合った授業を開発することが、学校現場の教員には求められている。

「公共」の授業においては、教科書に掲載されている情報社会に関するトピックを、そのまま事例として用いることも考えられる。しかし、その場合も、取り上げた事例が情報社会の影の側面に偏りすぎていないか、あるいは情報社会への主体的な参画を企図した学びを実現できているか、といった観点から、授業や教材を検討することが求められる。

6. まとめと今後の課題

本研究では、2020（令和4）年度より学年進行で実施が始まった、高等学校公民科の新科目「公共」に着目し、教科書において情報社会がどのように扱われているのかを調査した。調査の結果、多くの教科書で情報社会に関する内容が取り上げられており、メディア・リテラシーやAI、個人情報保護、知的財産権等への言及が多いことが明らかになった。

「公共」において情報社会を扱う際は、情報社会の影の側面に偏った学習になることが危惧される。学校現場で実践される授業では、情報社会の光の側面にもバランスよく目を向けつつ、抑圧的ではなく、主体的な参画を意識した情報社会との関わりを考えさせる授業展開が期待される。

本研究では、各教科書を別々に調査し、特徴を概観する

段階に留まっている。今後は教科書の記述内容をさらに精査し、量的分析を含めた科学的検討を行っていく必要がある。また、教科書内容だけでなく、実際の授業実践にも目を向けていく必要がある。これらについては今後の課題としたい。

情報教育を推進していくためには、高等学校情報科だけでなく、さまざまな校種・教科等における情報教育への関与が必要である。高等学校公民科、特に必修科目である「公共」は、情報社会に参画する態度を育成していく上で重要な位置を占めると考えられる。情報科と公民科の連携について、より具体的な事例を検討することも必要である。

謝辞 本研究は、JSPS 科研費 JP17K14048 ならびに JP21K02864 の助成を受けたものである。

参考文献

- [1] 中央教育審議会：幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（2016）。
- [2] 村井大介：公民科の科目編成の変遷から捉えた新科目「公共」の特徴：学習指導要領の計量テキスト分析を通して、静岡大学教育実践総合センター紀要，Vol. 29, pp. 72-79（2019）。
- [3] 村井大介，磯山恭子，田中一裕，北風公基，品川勝俊，胤森裕暢，太田正行，堀田 諭，岩井省一，桑原敏典：高等学校公民科「公共」を教師はどのように捉えているか：インタビュー調査から明らかにした新科目への期待と懸念，静岡大学教育実践総合センター紀要，Vol. 31, pp. 107-116（2021）。
- [4] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示），東山書房（2018 [出版2019]）。
- [5] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 情報編，開隆堂（2018 [出版2019]）。
- [6] 文部科学省：高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編，東京書籍（2018 [出版2019]）。
- [7] 文部科学省：高等学校用教科書目録（令和4年度使用）（2021）。
- [8] 渡辺敦司：公民と理科は冊数減に：22年度高校教科書採択状況—文科省まとめ（中），内外教育，No. 6977（2022年2月22日），時事通信社，pp. 10-17（2022）。
- [9] 篠田 功，本郷 健，本村猛能：情報リテラシーとメディア・リテラシー，川村学園女子大学研究紀要，Vol. 9, No. 2, pp. 17-36（1998）。
- [10] 和田正人：メディア・リテラシー教育：日本及び海外における定義，東京学芸大学紀要．総合教育科学系，Vol. 71, pp. 581-611（2020）。
- [11] 河西由美子：情報リテラシー概念の日本的受容：学校図書館と情報教育の見地から，情報の科学と技術，Vol. 67, No. 10, pp. 514-520（2017）。
- [12] 中園長新：初等中等教育における「人工知能に関する教育」の分類：教育の目的・方法を踏まえて，CIEC 春季カンファレンス論文集，Vol. 12, pp. 25-32（2021）。
- [13] 中園長新：初等中等教育における倫理的・法的・社会的課題に関する教育（ELSI 教育）：情報教育の視点からの検討，情報処理学会研究報告コンピュータと教育（CE），Vol. 2022-CE-163, No. 13, pp. 1-9（2022）。
- [14] 坂本 旬，芳賀高洋，豊福晋平，今度珠美，林 一真：デジタル・シティズンシップ：コンピュータ1人1台時代の善き使い手をめざす学び，大月書店（2020）。